

関係所属長 殿

保存期間	5年
------	----

島根県警察本部長

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出等に関する事務処理要領
について（例規通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）等により、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出等に関する規定が整備されたことに伴い、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出等に関する事務処理要領を下記のとおり定めたので、誤りのないようにされたい。

記

第1 遠隔操作型小型車の定義

1 遠隔操作

車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。）をいい、遠隔操作型小型車は、遠隔操作により通行させることができるものであることが前提とされている。

(1) 遠隔操作により通行させることができるもの

車から離れた場所から車体を一時停止させることができる構造を有しているのみでは足りず、前進、後退（転回することにより進路を変えることを含む。以下同じ。）、停止、加減速及び右左折することができるなど、実際に車体を制御することができる構造を有しているものでなければならない。

(2) 車から離れた場所

当該車をすぐに停止させることができる距離より離れた場所をいうものと解され、この距離については、個々の車の性能等に応じて個別具体的に判断することになるが、一般論としては、1メートルないし2メートル程度を超える距離と考えられる。

なお、遠隔操作型小型車に乗車し、自ら当該車を直接操作し通行させている者や遠隔操作型小型車を押して通行している者等は、身体障害者用の車等を人が押したり引いたりすることなどによって通行させている場合と同視できることから、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定の適用については、歩行者となる。

(3) 電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること

インターネット回線を経由し、又は直接電波を送ることによって車に指令

を与えるなど、有線、無線その他の電磁的方式により、符号等を送り、又は伝えることにより、当該車の操作をすることをいう。ただし、自動操縦（加減速、右左折等の車が道路を通行する際に必要となる挙動を全てプログラムにより行い、遠隔にいる者が当該車を操作することができないものをいう。）は、遠隔操作に含まれない。

また、その遠隔操作に係る性能によっては、車から離れた場所にいる者が遠隔操作を行う際に、遠隔操作型小型車に備えられた装置のセンサー等によって進路上にある障害物を検知し、一時的に減速若しくは停止をし、又は回避の動作を行うものがあるが、このような動作は、車から離れた場所に存在する遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者（以下「遠隔操作者」という。）が都度個別に指令を与えて装置を操作した結果によって行われるものではないものの、遠隔操作型小型車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を補助的に用いる場合も「遠隔操作」に含まれることとなる。

2 原動機を用いる歩行補助車等との関係

歩行補助車等は、「歩きながら用いる小型の車」であることが要件とされていることから、遠隔操作により通行させることができる車は、歩行補助車等に該当しない。ただし、遠隔操作を行うための通信を断絶するなど遠隔操作を行うことができない構造を有している車等のうち、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第1条第1項に規定する基準を満たすものについては、原動機を用いる歩行補助車等に該当するので留意すること。

3 車体の大きさ及び構造

遠隔操作型小型車の車体の大きさについて、長さは120センチメートル、幅は70センチメートル、センサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置及びヘッドサポートを除いた部分の高さは120センチメートルをそれぞれ超えないものである必要がある。

また、遠隔操作型小型車の車体の構造は、次に掲げるものである必要がある。

- (1) 原動機として、電動機を用いること。
- (2) 6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- (3) 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

4 非常停止装置

遠隔操作型小型車については、遠隔操作により通行させる場合に通信途絶等が生じ、制御不能となったとき等に、警察官が法第15条の2に規定する危険防止等の措置を講じる必要があるほか、遠隔操作を行わないで通行させるときに、意図せず遠隔操作機能が作動してしまった場合の安全性を担保する必要があることを踏まえ、府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものであることが要件とされ、次に掲げる基準に適合するものである必要がある。

- (1) 押しボタン（車体の前方及び後方から容易に操作できるものに限る。）の操

作により作動するものであること。

(2) 押しボタンとその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより当該押しボタンを容易に識別できるものであること。

また、夜間走行するものは、夜間であっても押しボタンが容易に識別できるものであること。

(3) 作動時に直ちに原動機を停止させるものであること。

第2 遠隔操作による通行の届出

1 届出の要否

法第15条の3に規定する遠隔操作による通行の届出（以下「届出」という。）を要するのは、遠隔操作型小型車を遠隔操作により道路において通行させる場合に限られる。

よって、遠隔操作型小型車に乗車している者が遠隔操作を行わないで自ら操作したり、遠隔操作型小型車をすぐに停止させることができる距離にいる者が操作したりすることにより、当該遠隔操作型小型車を道路において通行させるときは、届出の必要はなく、この場合、当該遠隔操作型小型車を通行させている者は、歩行者として扱われる。

また、通行させようとする車が原動機を用いる歩行補助車等に該当する場合も、届出の必要はない。

なお、遠隔操作型小型車を道路において通行させる者は、遠隔操作を行わないで通行させる場合も、府令第5条の3に規定する標識を当該遠隔操作型小型車の見やすい箇所に付けなければならないことに留意すること。

2 届出の方法等

法第15条の3第1項及び第2項の規定並びに府令第5条の4の規定により、遠隔操作型小型車の使用者（以下「使用者」という。）は、当該遠隔操作型小型車の道路における遠隔操作による通行を開始し、又は変更しようとする日の1週間前までに、当該遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所（以下「通行場所」という。）を管轄する公安委員会に対し、必要事項を記載した府令別記様式第1の3の4の届出書（以下「届出書」という。）及び府令第5条の4第3項各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を提出しなければならないこととされている。ただし、遠隔操作型小型車を通行させる度に届出を行う必要はなく、同一の場所を継続的に通行させようとする場合には、一度の届出で足りる。

3 届出の受理等

使用者から、届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）が提出されたときは、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）がこれを受理すること。

交通企画課長は、届出書等の受理に当たっては、遠隔操作型小型車使用届出書の受付チェック表（様式第1号）により、届出書等の記載漏れ等の形式的要

件について確認し受理すること。

なお、届出書等が形式的要件に適合しないときは、速やかに届出者に対し当該届出書等の補正を求めること。

また、交通企画課長は、届出を受理したときは、通行場所を管轄する警察署に対して速やかに当該届出について情報提供を行うこと。

4 届出事項及び添付書類

(1) 届出事項

ア 使用者の氏名及び住所（使用者が法人である場合は、当該法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名）

イ 通行場所

ウ 遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地（以下「操作場所」という。）及び連絡先並びに遠隔操作のための装置、人員その他の体制

エ 運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送の方法

オ 非常停止装置の位置及び形状

カ 遠隔操作型小型車の大きさ、原動機の種類及び構造上出すことができる最高の速度

(2) 添付書類

ア 届出者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合は、同法第12条第1項に規定する住民票の写し

イ 届出者が住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）である場合は、旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類の写し

ウ 届出者が法人である場合は、登記事項証明書

エ 遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができることについての審査（以下「審査」という。）を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人であって審査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する審査に合格したことを証する書面（以下「合格証」という。）その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面

オ 通行場所の付近の見取図

5 届出書等の確認に関する留意事項

(1) 使用者の住所及び操作場所

警察官は、遠隔操作者に対し、法第15条の規定に基づき通行方法を指示することができ、公安委員会は、法第15条の5第1項の規定に基づき、使用者に対し、報告若しくは資料の提出を求め（以下「報告等の要求」という。）、又は警察職員に、操作場所その他の使用者の事務所（以下「事務所」という。）に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「立入検査」という。）ができるほか、法第15条の6の規定

に基づき、使用者に対する指示を行うことができることとされていることから、これらを的確に行うことができるよう、使用者の住所及び操作場所が、通行場所と異なる都道府県である場合には、関係する都道府県警察間において必要な情報共有を図ること。

(2) 通行場所

届出書に記載される通行場所については、付近の見取図が添付書類とされているが、公安委員会が適切に交通の規制を行うことを可能とするため、届出書の通行場所が番地まで特定されていることを確認すること。

また、届出があった場合には、届出書の通行場所に係る記載内容に応じて、遠隔操作型小型車を対象とする交通の規制の実施状況を教示するなど、法に規定する遠隔操作型小型車の通行方法が遵守されるよう留意すること。

(3) 遠隔操作のための装置、人員その他の体制

遠隔操作者が複数いる場合が想定されたり遠隔操作のための装置の性能が様々であることを踏まえ、遠隔操作者に必要な連絡を迅速的確に行うとともに、公安委員会が違反行為の原因を特定し、適切に使用者に対する指示を行うため、次のとおり遠隔操作がどのような体制の下で行われるのかを把握すること。

なお、遠隔操作者は、遠隔操作のための装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該遠隔操作型小型車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で通行させなければならないこととされていることから、遠隔操作者が法第14条の3に規定する義務を常に履行することができる状態を確保しているかを確認し、必要な指導・助言を行うこと。

ア 遠隔操作のための装置

遠隔操作に用いるプログラム及び電子機器（手動操作装置を含む。）の概要、前進、後退、停止、加減速及び右左折に係る操作方法、非常停止装置の作動時における遠隔操作者への通知方法、有線・無線の別（有線の場合のケーブルの長さを含む。）、通信遅延・通信断絶時における遠隔操作型小型車の制御方法等を確認すること。

イ 遠隔操作のための人員

遠隔操作者及びその補助を行う者の人数、交通の安全と円滑を図るために緊急の必要が生じた場合における安全確保措置を行うための人員配置等を確認すること。

ウ その他の体制

2台以上の遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させる場合における1人が操作することができる遠隔操作型小型車の最大数、1台の遠隔操作型小型車を2人以上の者が操作することができる場合における遠隔操作者を事後に特定するための方法、遠隔操作者に対する教育・訓練の内容等を確認すること。

(4) 運送される人又は物の運送の方法

乗車装置・積載装置の別及びこれらの仕様によっては、乗車方法や積載方法が歩行者を含む他の交通主体の妨害になる場合もあり得ることから、人を運送しようとする場合にあっては車外への転落防止措置として乗車人員の安定性の確保の方法等を、物を運送しようとする場合にあっては車外への転落防止措置として物を積載する場所及び物の固定方法等をそれぞれ確認すること。

なお、遠隔操作型小型車は、法第57条の規定による乗車又は積載の制限の対象とはされていないものの、運送しようとする物に鋭利な突出部がある場合その他歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合には、法第14条の3の規定に違反する可能性があることから、人又は物の運送の方法について、届出者に必要な指導・助言を行うこと。

(5) 遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面

合格証その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面が添付書類とされているが、これは機体の安全性を審査するためではなく、通行方法の指示、遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置、指示等を的確に行うことができるよう、どのような構造及び性能のものが道路を通行することとなるのかをあらかじめ把握するためのものであることから、合格証に相当する、遠隔操作型小型車の製造者が作成した仕様書を始めとする客観的な資料を排除するものではないことに留意すること。

6 届出番号の通知

(1) 届出番号の取得

交通企画課長は、届出書等を受理したときは、届出番号等管理簿（様式第2号）に届出内容を記載し、届出番号等を取得すること。

(2) 届出番号の通知

交通企画課長は、使用者に対し届出番号を通知するとともに、届出番号等管理簿の届出番号等通知欄に通知年月日及び通知者の氏名を記載しておくこと。

なお、届出番号の通知は、口頭又は書面により行うこととし、併せて遠隔操作型小型車標識を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に付けなければならないことを確実に教示すること。

第3 遠隔操作者に対する通行方法の指示

1 遠隔操作者に対する通行方法の指示の方法

(1) 遠隔操作者に対する通行方法の指示の手続

法第15条の規定に基づく警察官による遠隔操作者に対する通行方法の指示は、道路において遠隔操作者を認めることができる場合にあっては口頭により直接、道路において遠隔操作者を認めることができない場合にあっては電話連絡又は遠隔操作型小型車に備えられた装置（音声等により遠隔操作者が

遠隔操作型小型車の周囲の状況を認識することができるものをいう。)を通じて、遠隔操作者に対して行うこと。

なお、電話連絡を行う必要がある場合には、交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）へ連絡し、当該届出書に記載の連絡先を聴取すること。

(2) 意見陳述のための手続

警察官による遠隔操作者に対する通行方法の指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項第13号に掲げる処分に該当するため、事前に意見陳述のための手続の必要はない。

2 遠隔操作者に対する通行方法の指示を行う場合及びその内容

別表第1「遠隔操作者に対する通行方法の指示の基準」を参考に指示を行うこと。

3 留意事項

(1) 警察官による遠隔操作者に対する通行方法の指示は、警察官の目前において現に発生している遠隔操作型小型車の通行に係る違反行為を遠隔操作者に是正させることを目的としていることに留意すること。

(2) 法第14条の3に規定する遠隔操作者の義務は、法第70条に規定する車両等の運転者に係る安全運転義務に相当し、遠隔操作者に遠隔操作型小型車の安全な通行を求めるものであり、警察官による遠隔操作者に対する通行方法の指示の対象となる他の各条に規定する類型的な行為以外の行為も指示の対象とされていることに留意すること。

(3) 遠隔操作者に対する通行方法の指示に係る罰則の構成要件は、警察官による指示に従わないことであることを踏まえ、遵守すべき通行方法を具体的に示す必要があることに留意すること。

(4) 警察官が遠隔操作者に対して通行方法を指示したかどうかにかかわらず、法第15条の2の規定に基づく遠隔操作型小型車に対する危険防止等の措置をとることができることに留意すること。

第4 使用者に対する指示

1 使用者に対する指示の内容

使用者又はその使用する者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し、法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、使用者に対して、法第15条の6の規定に基づき遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し、措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させるなど必要な措置をとるべきことを指示することができる。

「その使用する者」とは、遠隔操作者、その補助を行う者その他使用者のために行為をする全ての者をいい、当該使用者との間の雇用契約又は労働契約の有無を問わない。

2 使用者に対する指示の方法

- (1) 警察署長、島根県警察交通機動隊長及び島根県警察高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、別表第2「使用者に対する指示の基準」に該当する事案を認知したときは、速やかに指示対象事案発生報告書（様式第3号）により交通部長に報告すること。
- (2) 交通部長は、警察署長等から報告を受けた指示対象事案発生報告書に基づき、使用者に対する指示の可否を検討すること。
- (3) 交通部長は、使用者に対する指示を行うときは、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書（様式第4号）を使用者に手交し、又は郵送して行うこと。

3 不服申立に関する教示

交通部長は、使用者に対する指示を行うときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定により、指示の相手方となる使用者に対し、当該指示につき不服申立てをすることができる旨、不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間並びに当該指示に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該指示に係る取消訴訟の出訴期間を指示書の交付に併せて教示すること。

4 意見陳述のための手続等

使用者に対する指示は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを始め、使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置をとることを指示するものであり、行政手続法上の不利益処分該当することから、交通部長は、指示をしようとするときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年島根県公安委員会規則第5号）に規定する弁明の機会の付与の手続をとること。

5 使用者に対する指示を行う場合及びその内容

(1) 一般原則

使用者に対する指示は、1回の違反行為について1回とすること。

(2) 違反行為に関する分析

届出書類等（報告等の要求又は立入検査を通じて得られた資料を含む。）を踏まえつつ、指示の対象となり得る違反行為について、故意と過失のいずれによるものか、どのような悪質性・危険性があるか、他の違反行為について過去に取締り（行政指導を含む。）を受けている者によるものか、遠隔操作のための装置と遠隔操作のための人員のいずれによるものか、使用者による適切な対策が事前に講じられていれば当該違反行為の発生を防止することができるか、指示を通じて将来の道路における危険を防止することができるかなどについて、多角的に分析すること。

(3) 使用者に対する指示の内容

使用者に対する指示に当たっては、使用者が講ずべき措置を具体的に示し、

その内容は、違反行為と関連性のあるものとする。

(4) 利用者に対する指示後の通報

交通部長は、利用者に対する指示を実施した場合において、当該使用者が他の都道府県の区域において遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させていると認められるときは、使用者の氏名、住所（使用者が法人である場合にあっては、当該法人の住所をいう。以下同じ。）、指示事項、指示の理由等を記載した指示実施通知書（様式第5号）に届出書等の写しを添付して、当該区域を管轄する公安委員会に指示を実施したことを通知すること。

第5 報告等の要求及び立入検査

1 報告等の要求及び立入検査の方法

(1) 報告等の要求及び立入検査の目的等

法第15条の5第1項の規定により行う報告等の要求及び立入検査は、利用者に対する指示の要件該当性又は既になされた指示の遵守状況等を判断するために必要な限度において行わなければならないことに留意すること。

(2) 報告等の要求及び立入検査の内容

利用者に対して求める報告若しくは資料又は警察職員に検査させる帳簿、書類その他の物件は、遠隔操作のための装置、人員その他の体制に関する内容（遠隔操作に用いるプログラム及び電子機器（手動操作装置を含む。）について当該プログラム及び電子機器の詳細仕様書、設計書等を含み、1台の遠隔操作型小型車を2人以上の者が操作することができる場合における遠隔操作者を事後に特定するための方法について遠隔操作者の勤務体制表を含む。）、遠隔操作型小型車の遠隔操作及び通信の履歴、遠隔操作型小型車の過去の位置情報、遠隔操作型小型車の車体等である。

(3) 報告等の要求

ア 交通部長は、報告等の要求を行うときは、報告・資料提出要求書（様式第6号）を使用者に手交又は郵送して交付すること。

イ 交通部長は、利用者への返還を要する資料の提出があったときは、受領書（様式第7号）を当該使用者に手交又は郵送して交付すること。

ウ 交通部長は、資料を使用者に返還したときは、資料返還確認書（様式第8号）を当該使用者から徴し、処理の状況を明確にしておくこと。

(4) 立入検査の報告等

交通部長は、交通企画課の職員に立入検査を行わせるものとし、立入検査を行った者は、その状況を立入検査実施結果報告書（様式第9号）により交通部長に報告すること。

なお、立入検査を実施する職員は、警察手帳又は島根県警察職員の職員証に関する訓令（平成元年島根県警察訓令第7号）に定める職員証を携帯し、関係者に提示すること。

(5) 留意事項

使用者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行について適法に届け出ている場合においても、当該遠隔操作のための装置、人員その他の体制に関する資料を始め、届出事項に関して当該使用者に追加資料を提出させることができることに留意すること。

2 他の都道府県公安委員会との調整等

(1) 報告等の要求及び立入検査の実施主体

報告等の要求及び立入検査は、原則として、通行場所を管轄する公安委員会（以下「通行場所管轄公安委員会」という。）が行うが、事務所が通行場所管轄公安委員会の管轄区域外に所在し、かつ、通行場所管轄公安委員会による立入検査の実施が事務の実施に支障があり、又は支障があるおそれがあるときは、交通部長は、当該事務所の所在地を管轄する公安委員会（以下「事務所管轄公安委員会」という。）に対して、当該事務所への立入検査の実施を依頼することができる。

交通部長は、依頼に当たっては、警察庁に連絡した後、使用者の氏名、住所、立入検査を実施すべき事務所の所在地、立入検査を実施すべき理由、立入検査で明らかにすべき事項等を記載した立入検査実施依頼書（様式第10号）に届出書等の写しを添付して事務所管轄公安委員会に依頼すること。

また、交通部長は、通行場所管轄公安委員会の依頼により立入検査を実施した場合、使用者の氏名、住所、立入検査を実施した事務所の所在地、実施理由、実施結果等を記載した立入検査実施結果通知書（様式第11号）により、当該通行場所管轄公安委員会に結果を通知することとなる。

(2) 他の公安委員会への報告等の要求又は立入検査に係る結果の通知

交通部長は、使用者に対する報告等の要求又は立入検査を実施した場合（事務所管轄公安委員会に立入検査の実施を依頼した場合を含む。）において、当該使用者が他の都道府県の区域において遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させていると認められるときは、立入検査にあつては立入検査実施結果通知書により、報告等の要求にあつては使用者の氏名、住所、実施理由、実施結果等を記載した報告等の求め実施結果通知書（様式第12号）により、それぞれ当該区域を管轄する公安委員会に結果を通知すること。

なお、他の都道府県公安委員会から島根県公安委員会に対して報告等の要求及び立入検査の実施結果に係る通知があつたときは、交通企画課長がこれを受理すること。

3 意見陳述のための手続

報告等の要求及び立入検査は、行政手続法第3条第1項第14号に掲げる処分に該当するため、事前の意見陳述のための手続は必要ない。

別表第1（第3関係）

遠隔操作者に対する通行方法の指示の基準

	指示を行う場合	指示の内容例
1	歩道又は歩行者若しくは遠隔操作型小型車の通行に十分な幅員を有する路側帯（以下この表において「歩道等」という。）と車道の区別がない道路において、やむを得ない理由があるとは認められないにもかかわらず、遠隔操作型小型車（遠隔操作により通行させるものをいう。以下この表において同じ。）が道路の右側端以外の場所を通行している場合（法第10条第1項違反）	歩道等と車道の区別がない道路において、道路の右側端に寄って遠隔操作型小型車を通行させること。
2	歩道等と車道の区別がある道路において、法第10条第2項各号に掲げる場合に当たると認められないにもかかわらず、遠隔操作型小型車が車道を通行している場合（法第10条第2項違反）	歩道等と車道の区別がある道路において、遠隔操作型小型車に歩道等を通行させること。
3	横断歩道が付近にあるにもかかわらず、遠隔操作型小型車が横断歩道によらず道路を横断している場合（法第12条第1項違反）	横断歩道によって遠隔操作型小型車に道路を横断させること。
4	交差点において道路標識又は道路標示（以下この表及び別表第2において「道路標識等」という。）により斜めに道路を横断することができることとされていないにもかかわらず、遠隔操作型小型車が斜めに道路を横断している場合（法第12条第2項違反）	道路に対し直角又はこれに近い角度で遠隔操作型小型車に道路を横断させること。
5	法第13条第1項ただし書に規定する場合に当たらないにもかかわらず、遠隔操作型小型車が車両等の直前又は直後で道路を横断している場合（法第13条第1項違反）	車両等の直前又は直後で遠隔操作型小型車に道路を横断させないこと。
6	道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分（以下この項において「横断禁止場所」という。）において、遠隔操作型小型車が道路を横	横断禁止場所以外の場所において遠隔操作型小型車に道路を横断さ

	断している場合（法第13条第2項違反）	せること。
7	歩行者の通行の妨げとなっているにもかかわらず、遠隔操作型小型車が当該歩行者に進路を譲らずに通行している場合（法第14条の2違反）	
	一時停止しなければ歩行者の通行の妨げとなるような歩道若しくは路側帯において歩行者と行き違い、又は追い抜く場合に、遠隔操作型小型車が一時停止しない場合	遠隔操作型小型車を一時停止させること。
	減速しなければ歩行者の通行の妨げとなるような歩道若しくは路側帯において歩行者と行き違い、又は追い抜く場合に、遠隔操作型小型車が減速しない場合	歩行者が通行できるような遠隔操作型小型車を移動させること又は幅員が広い歩道等の部分その他の場所において歩行者が通過するまで遠隔操作型小型車を一時停止させること。
	歩道若しくは路側帯又は横断歩道において遠隔操作型小型車を一時停止させて人を乗降させ、又は物を積み卸すことにより、歩行者の通行の妨げとなっているにもかかわらず、当該歩行者に進路を譲らない場合	他の交通の妨害とならない場所において人を乗降させ、又は物を積み卸すこと。
	遠隔操作型小型車が進路を譲るよう歩行者に対して音又は灯火を発する場合	進路を譲るよう歩行者に対して音又は灯火を発しないこと。
8	遠隔操作型小型車が遠隔操作のための装置を十分に操作していない場合又は遠隔操作型小型車が他人に危害を及ぼすおそれのある速度や方法で通行している場合（法第14条の3違反）	
	遠隔操作型小型車を歩行者の側方を通過させるときに、これとの間に安全な間隔を保たず、又	歩行者の側方を通過させるときに、これとの

は減速しない場合	間に安全な間隔を保ち、又は減速すること。
遠隔操作型小型車を左右の見通しが利かない交差点に入らせようとし、又は交差点内で左右の見通しが利かない部分で通行させようとする場合に、当該遠隔操作型小型車を一時停止又は減速しない場合	遠隔操作型小型車を一時停止させ、又は減速させること。
勾配が急な下り坂を通行させる場合に遠隔操作型小型車が減速しない場合	遠隔操作型小型車を減速させること。
夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）その他容易に遠隔操作型小型車を視認することができない状況において、灯火をつけずに遠隔操作型小型車が通行している場合	前照灯、尾灯その他の灯火をつけること。 操作をやめ、遠隔操作型小型車の通行を他人に認識させることができる環境において通行を再開させること。
乗車人員若しくは積載物が遠隔操作型小型車の前後若しくは左右から大きくはみ出し、又は転落するおそれがある場合	乗車人員の乗車方法若しくは積載物の積載方法を変更し、又はこれらの転落防止措置を講じること。
遠隔操作者が酒気を帯びている場合その他正常に遠隔操作型小型車を通行させることができないおそれがある状態である場合	操作をやめ、正常に遠隔操作型小型車を通行させることができる他の遠隔操作者と操作を交代すること。
道路を横断しようとする場合において、遠隔操作型小型車が当該道路の横断を終えることができず、又は当該道路の横断をやめて引き返すことができずに当該道路において停止している場合	遠隔操作型小型車に道路を横断させ、又は道路の横断をやめて引き返させること。

<p>遠隔操作者が他人に危害を及ぼすおそれのある長さの有線ケーブルを用いて遠隔操作型小型車を通行させている場合</p>	<p>交通の状況に応じて安全な長さに有線ケーブルを短縮すること。</p>
<p>遠隔操作型小型車の車体の高さ（センサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置及びヘッドサポートを含む高さをいう。）が500ミリメートルよりも低い場合に、ほかの交通からの視認性を確保するための措置が講じられることなく当該遠隔操作型小型車が通行している場合</p>	<p>前後及び左右から遠隔操作型小型車を視認することができるようにするための措置を講じること。</p>
<p>非常停止装置の押しボタン付近の周囲に、その操作を妨げる物が置かれた状態で遠隔操作型小型車が通行している場合</p>	<p>非常停止装置の押しボタンを容易に操作できるようにすること。</p>
<p>遠隔操作者が携帯電話用装置その他の無線通話装置を通話のために手で保持して使用し、又は画像表示用装置に表示された画像（遠隔操作に用いるものを除く。この項において同じ。）を注視するなど遠隔操作型小型車をすぐに一時停止又は減速することができない状態で当該遠隔操作型小型車を通行させている場合</p>	<p>携帯電話用装置その他の無線通話装置の通話を終了し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。</p>
<p>遠隔操作者がイヤホン等を使用して音楽を聞くなど遠隔操作型小型車の安全な通行に必要な音又は声が聞こえないような状態である場合</p>	<p>遠隔操作型小型車の安全な通行に必要な音又は声を聞くことができるようにすること。</p>
<p>積雪又は凍結により明らかに滑ると認められる状態にある道路において、滑り止め措置の講じられていない遠隔操作型小型車が通行している場合</p>	<p>遠隔操作型小型車に滑り止め措置を講じること。 操作をやめ、遠隔操作型小型車の通行を安全に通行させることができる環境において通行を再開させること。</p>

別表第2（第4関係）

使用者に対する指示の基準

	指示を行う場合
1	遠隔操作型小型車（遠隔操作により通行させるものをいう。この表の2から8まで及び10において同じ。）が、法第4条第1項後段に規定する警察官の現場における指示又は法第6条第4項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかった場合（法第4条第1項違反・法第6条第4項違反）
2	遠隔操作型小型車が信号機の表示する信号又は警察官の手信号その他の信号に従わなかった場合（法第7条違反）
3	遠隔操作型小型車が道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行した場合（法第8条違反）
4	道路の左側部分（当該道路が一方通行となっている場合にあっては、当該道路をいう。）に3以上の車両通行帯が設けられている道路を横断し、若しくは踏切を通過しようとする場合において、遠隔操作型小型車が当該道路の横断を終えることができず、若しくは当該踏切を通過することができず、又は当該道路の横断をやめて引き返すことができず、若しくは当該踏切の通過をやめて引き返すことができずに当該道路若しくは当該踏切において停止するなど、当該遠隔操作型小型車の通行の速度や方法により他人に危害を及ぼすおそれが生じた場合（法第14条の3違反）
5	遠隔操作型小型車の交通により人（乗車人員を含む。）の死傷若しくは物の損壊を起こすなど、当該遠隔操作型小型車の速度や通行させる方法により他人に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれが生じた場合（法第14条の3違反）
6	遠隔操作型小型車の見やすい箇所に遠隔操作型小型車標識が付されていない場合（法第14条の4違反）
7	遠隔操作者が通行方法の指示に従わなかった場合（法第15条違反）又は通行方法の指示をしたにもかかわらず将来において当該指示の原因となる類似の違反が行われた場合（同一の使用者が使用する他の遠隔操作者により当該違反が行われた場合を含む。）

8	届け出ている通行場所以外の場所において、遠隔操作型小型車を通行させた場合その他法第15条の3第1項後段に規定する届出が行われない場合(法第15条の3第1項違反)
9	府令第5条の4第3項第4号の規定により遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができることについての審査を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人であって審査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する審査に合格したことを証する書面その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面として公安委員会に提出された書類が当該遠隔操作型小型車の実際の構造又は性能を表すものでなかった場合(法第15条の3第1項違反)
10	法第15条の3第3項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示せず、当該届出番号等を表示するよう指導したにもかかわらず将来において改善措置が講じられない場合(法第15条の4違反)
11	交通の妨害となるような方法で遠隔操作型小型車をみだりに道路に置いた場合(当該行為及びその前後の行為について、遠隔操作による通行を伴う場合に限る。)(法第76条第3項違反)
12	場所を移動しないで、遠隔操作型小型車を用いて道路に露天、屋台店その他これらに類する店を出した場合(当該行為及びその前後の行為について、遠隔操作による通行を伴う場合に限る。)(法第77条第1項第3号違反)
13	1から12までに掲げる場合のほか、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合

様式 [略]